(3) (2)前段の規定にかかわらず，次のア又はイに規定する場合にあっては，それぞれの当該減じる授業時数を合わせた授業時数の範囲内であって，十五を超えない範囲内の総授業時数を減じることができることとする。

ア　外国語活動の授業の実施のために特に必要がある場合として英語活動以外の各教科等の授業時数を減じる場合

イ　(2)後段の規定により新令別表第１に定める外国語活動の授業時数を減じる場合

３　視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の特例

(1) 平成30年度の教育課程の編成に当たっては，次のア及びイのとおりとする。

ア　新小学部・中学部学習指導要領第１章の規定（第２節の２(2)，第３節の３(1)コ及び第７節の規定を除く。）によるものとする。

イ　新小学部・中学部学習指導要領第１章第２節の２(2)，第３節の３(1)コ及び第７節の規定によることができる。

(2) 平成31年度及び平成32年度の教育課程の編成に当たっては，現行小学部・中学部学習指導要領第１章の規定にかかわらず，新小学部・中学部学習指導要領第１章の規定によるものとする。

第２　各教科

(1) 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の特例

平成30年度及び平成31年度の視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たっては，現行小学部・中学部学習指導要領第２章第１節第１款の規定にかかわらず，新小学部・中学部学習指導要領第２章第１節第１款の規定によるものとし，各教科の目標，各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いについては，平成29年文部科学省告示第93号（平成30年４月１日から平成32年３月31日までの間における小学校学習指導要領の特例を定める件）（第４の(1)において「小学校学習指導要領特例措置告示」という。）第２項から第10項までに示すものに準ずるものとする。

(2) 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の特例

平成30年度及び平成31年度の知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の各教科の指導に当たっては，現行小学部・中学部学習指導要領第２章第１節第２款の規定にかかわらず，その全部又は一部について新小学部・中学部学習指導要領第２章第１節第２款の規定によることができる。

(3) 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の特例

平成30年度から平成32年度までの視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の指導計画の作成と各学年，各分野又は各言語にわたる内容の取扱いに当たっては，現行小学部・中学部学習指導要領第２章第２節第１款の規定にかかわらず，新小学部・中学部学習指導要領第２章第２節第１款の規定によるものとし，各教科の目標，各学年，各分野又は各言語の目標及び内容並びに指導計画の作成と各学年，各分野又は各言語にわたる内容の取扱いについては，平成29年文部科学省告示第94号（平成30年４月１日から平成33年３月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件）第２項から第10項までに示すものに準ずるものとする。

(4) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の特例

平成30年度から平成32年度までの知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の各教科の指導に当たっては，現行小学部・中学部学習指導要領第２章第２節第２款の規定にかかわらず，その全部又は一部について新小学部・中学部学習指導要領第２章第２節第２款の規定によることができる。